

1. 教育振興大綱の位置付け

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 に基づき、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。

2. 策定期間・対象期間

- 策定期間：令和 7 年 3 月
- 対象期間：令和 7 年度～令和 10 年度（4 年間）

3. 策定方法

- 上記法に基づき、大綱の策定には総合教育会議における協議が必要となっている。今回、第 3 期大綱の策定に向けて、当会議で知事と教育委員会が大綱案を協議。

5. 策定スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 令和 6 年 10 月 23 日 | 奈良県総合教育会議 大綱案を協議 |
| 12 月 | 大綱案を議会（少子化対策委員会及び文教くらし委員会）に報告 |
| 12 月～令和 7 年 1 月 | パブリックコメント 県民から意見聴取 |
| 令和 7 年 3 月 | 大綱を議会（少子化対策委員会及び文教くらし委員会）に報告 |

4. 大綱の構成

- 冒頭、奈良県教育の目指す方向性を提示

目指す教育の方向性

一人一人の可能性を最大限に引き出す教育
～郷土奈良に誇りをもち、新たな価値を創造する力と、
たくましく生きる力を育む～

- 5 つの柱を定め、それぞれに県施策の基本方針を記載

1. 生きる力の基礎を培う就学前の教育を推進します

就学前教育の充実、こころと身体のはぐくみ 等

2. 自ら学び、考え、意見を述べる力をはぐくむ学校教育を推進します

新しい時代に求められる資質・能力の育成、SDGs に貢献する人材の育成 等

3. 学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備を推進します

教員の働き方改革、指導・運営体制の充実、教職員の資質向上 等

4. 地域や家庭で学び支え合う社会の実現に向けた教育を推進します

キャリア教育・職業教育の充実、生涯にわたる学び・活躍できる環境整備 等

5. 誰一人取り残さない教育を推進します

いじめ防止対策の推進、不登校対策の推進 等